

松戸市公告第130号

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業の事業者選定に伴う公募型プロポーザル方式に係わる手続開始について

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業を行うにあたり、公募型プロポーザルにより業務を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成27年6月26日

松戸市長 本郷谷 健次

1 事業の概要

(1) 事業名称

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業

(2) 公共施設の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

(3) 事業目的

本事業は、小中学校における学校教育環境向上の一環として、学校施設の普通教室等への空調設備整備事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし一斉導入することで、早期の整備実現や財政負担等の縮減・平準化を図ることを目的としています。

(4) 対象となる事業概要

本事業は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備等を、市内の小学校44校及び中学校20校（以下「対象校」といいます。）の普通教室等に設置するために、本事業を実施する事業者自らの資金で空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、空調設備等の所有権移転業務により松戸市に所有権を移転し、

維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行うものです。

(5) 事業方式の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」といいます。）に基づき実施するものとし、事業方式は、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とします。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成28年3月を予定）の翌日から、平成41年3月31日までの約13年間とします。

2 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者が、対象校の普通教室等、1427室における空調設備等の設計、施工、工事監理、空調設備等の市への所有権の移転、空調設備等の維持管理、空調設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を行うものとしてします。

詳細については、「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業募集要項」（以下「募集要項」といいます。）を参照してください。

3 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、「松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業要求水準書」を参照してください。

4 参加資格要件

募集要項「4 応募者の備えるべき参加資格要件」を参照してください。

5 スケジュール

日 程 (予定)	内 容
平成 27 年 6 月 26 日	公募公告 (募集要項等の公表)
7 月 2 日	募集要項等の説明会
9 月 3 日	参加表明書及び資格確認書類の受付
10 月 28 日～30 日	見積書及び事業提案書の受付
12 月上旬	優先交渉権者及び次点者の決定
12 月中旬	基本協定の締結
平成 28 年 1 月上旬	仮契約の締結
3 月	事業契約の締結 (契約効力の発効) ※
平成 41 年 3 月 31 日	事業終了

※本事業の実施にあたっては、議会承認後、事業契約締結となります。

6 参考価格

4,799,336,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

7 問合わせ先

松戸市教育委員会生涯学習部教育施設課

住所 〒271-8588 松戸市根本356番地

電話 047-366-7456

Email mcpfiks@city.matsudo.chiba.jp